



いつも地域の見守り活動に御協力いただきありがとうございます

今年度も、10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」にあわせて、9月から11月頃に推進員、コンシューマーボランティアの皆さんに啓発資材を活用した見守り活動をお願いしました。今年度は64名の方々から啓発資材の申込みをいただき、地域の集いや、サークル活動の場などでご活用いただきました。見守り活動に御協力いただいたことに心から感謝いたします。

その活動の一部をご紹介します。今後とも、よろしくお願いいたします。

学区での高齢者見守り活動として活用

成年後見制度講座や福祉まつりで活用

相談事例のコピーと一緒に配付。繰り返し注意喚起を行う

地域でのゲートボール大会の昼休みに活用

自治会クリーン作戦、サロン等で活用

朝市グループ、老人会等で活用

♡コンシューマーボランティアに関するお知らせ♡

大学生と合同でコンシューマーボランティアとの交流会を開催します

コンシューマーボランティア(大学生・一般)の交流会を開催します。

参加希望の方は、京都府消費生活安全センター企画・啓発係(電話:075-671-0030)まで、ご連絡をお願いします。【申込 2/22(水)×切】

- ・日時:3/9(木)14~16時
- ・場所:京都テルサ東館2F 第9会議室
- ・内容:エシカル消費の体験型強会(抹茶アート体験)、活動報告

コンシューマーボランティア(くらしのシニアリーダー)更新のお願い

令和元年度に「くらしのシニアリーダー」に登録いただいた方におかれては、令和5年3月末で任期が終了します。該当の方には、更新のお願いを同封しておりますので、ぜひ更新いただき、引き続きご協力の程をよろしくお願いいたします。

(推進員については、任期はありません)

コンシューマーボランティア登録のお願い

京都府では、地域に密着した消費者啓発及び見守り活動を行う「京都府コンシューマーボランティア」を募集しています。推進員の方におかれては、ぜひ、動画による養成研修を受講(視聴)いただき、ボランティアに登録をお願いいたします。

【養成研修の受講方法(オンライン)】

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/volunteerseminar2022.html>

※DVDで視聴希望の方は、京都府消費生活安全センターまでお問い合わせください。



ご注意ください！ 最近こんなトラブル増えています

～ 最近の「見守り新鮮情報」(国民生活センター発行)より ～

老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です

事例 介護施設運営会社を名乗る人から「介護施設ができ、あなたには入居権がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他の人に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金600万円を支払わなければならないことになる」と言われた。



〈アドバイス〉

○このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
○話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じて、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

7億円当選！？ 心当たりのないメールは無視

事例 スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。

「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。お金を取り返したい。



〈アドバイス〉

○申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
○「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。

その通販サイト本物ですか！？ “偽サイト”に警戒を！！

事例 ●検索サイトで検索して、通常の販売価格より大幅に値引きされている通販サイトにクレジットカード決済で注文したが、商品が届かない。
●SNS上の広告からアクセスした通販サイトに代金引換サービスで注文したが、偽サイトだった。



〈アドバイス〉

○偽サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引しないようにしましょう。
○もし偽サイトに注文したことに気が付いたら、支払い方法に応じて素早く対処しましょう。
・クレジットカードの場合・・・カード会社に連絡しましょう。日ごろから利用明細定期的に確認し、不正利用の被害を早期に把握しましょう。
・銀行口座等への前払いの場合・・・すぐに振込先金融機関の窓口連絡し、振り込み詐欺救済法による救済を求める旨を申し出て、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。
・代金引換サービスの場合・・・注文直後に気が付いた場合、電子メール等でキャンセルの連絡をしましょう。連絡することで商品が届かずに済んだケースがあります。

電子レンジ 食品や容器・包装に合った加熱を！

事例 レトルトカレーを外箱ごと温めたら発火し、外箱が燃えてしまった。包装が電子レンジ対応ではなかった。



〈アドバイス〉

○食品では、急速に加熱が進み、煙が出たり発火したりすることがあります。手で加熱時間を控えめに設定し、様子を見ながら加熱しましょう。
○レトルト食品や冷凍食品は、アルミ包装など電子レンジに対応していない包装の場合もあります。使用の際は電子レンジ対応包装であるかなど、表示を必ず確認してください。
○食品カスや汚れは、こまめに掃除しましょう。
○発煙・発火した際は、すぐに動作を停止させ、電源プラグを抜き扉を開けずに収まるのを待ちましょう。

令和4年中 特殊詐欺被害が多発！！



- 特殊詐欺被害の概要（令和4年中 暫定値）
 - 認知件数 204件 （前年比+37件）
 - 被害金額 約3億7,300万円 （前年比+約7,700万円）
- 被害者の属性
 - 年齢 65歳以上 171人
 - 65歳未満 33人
 - 性別 女性158人、男性46人
- 被害の入口（犯人からの接触方法）
 - 自宅の固定電話 158件
 - SMS 23件
 - ウェブサイト 17件
 - 携帯電話 4件
 - その他 2件

被害の約8割が
65歳以上の高齢者

固定電話が要注意

自宅の固定電話に対策を！

被害の入口は、約8割が固定電話です。

詐欺の電話を受けないことが一番の対策です。

防犯機能付き電話機や留守番電話機能を活用しましょう！！



でんワンワン

「だまされやすさ」をチェックしよう！

自分の「だまされやすさ」を理解して、
しっかりと防犯対策することが重要です。

「のーさぎチェックK P 3」では、

たった3問に答えるだけで、自分の「だまされやすさ」を簡単にチェックできます。



のーさぎチェックK P

スマホのカメラを
向けて、
すぐにチェック！



もしもし田 亀代

京都府消費生活審議会委員を募集しています

Q. 「京都府消費生活審議会」とは何をするのですか？

A. 消費生活施策の策定や実施に関する事項の審議等を行います。

Q. 委員に応募するには条件がありますか？

A. あります。以下の条件を全て満たす方です。

1. 京都府内に居住、通勤又は通学されており、令和5年4月1日現在で満18歳以上の方
2. 消費生活行政の推進に関する府の施策に関心を持ち、平日の昼間に年2回程度開催される会議に出席し、積極的な発言をしていただける方
3. 現に府が設置する審議会等の委員でない方
4. 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

※詳細はHPをご覧ください。<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/koubo2023.html>
消費者の声を代表していただける方の御応募をお待ちしています。

見守り、啓発用のカルタを貸し出しします

京都府消費生活安全センターでは、地域の集会等での見守りや啓発活動のために使っただけのグッズとして、推進員及びコンシューマーボランティアの皆さんに、**詐欺防犯対策競技カルタ「百サギー蹴」**の貸し出しを行います。

貸し出しを希望される際は、京都府消費生活安全センター(電話075-671-0030)までご連絡をお願いします。なお、先着順で貸し出し調整させていただきますので、貸し出し日についてはご要望に添えない場合もあります。

その他、消費者トラブル防止替え歌(「お断りの歌」「クーリング・オフの歌」)もあります



★★ 5月は消費者月間です ★★

※ 「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。

令和5年度消費者月間統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし」

5月に講演会を予定しています。

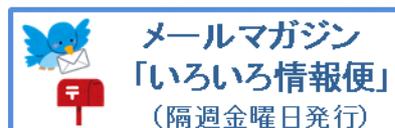
ご興味がある方は、ぜひメールマガジンにご登録ください。

～困った時は、お気軽にご相談ください～



《消費生活相談》(平日9時～16時)
075-671-0004

《若年消費者ほっとダイヤル》(平日9時～17時)
075-671-0044



京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を、メールで発信しています。配信ご希望の方は御連絡ください。

発行：京都府消費生活安全センター
電話：075-671-0030(事務)
FAX：075-671-0016
メール：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp